

令和 5年 8月 18日

姫路市測量成果の複製及び使用承認事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第43条又は法第44条の規定に基づく承認を行う際の基準及びその取扱いについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 測量成果とは、測量において最終の目的として得た結果で、紙地図、数値地図、空中写真のうち工事技術検査室が保有するものをいう。

2 複製とは、測量成果をコピー、スキャン等の測量ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除もしくは独自情報を付加すること等をいう。

3 使用とは、測量成果をトレース等により調製し直して、別種の地図を作成すること等をいう。

(承認の申請)

第3条 法第43条又は法第44条の規定に基づく承認申請を行おうとする者は、「測量成果の複製承認申請書」（様式第1号）又は「測量成果の使用承認申請書」（様式第2号）を1部、市長に提出するものとする。

(承認の基準)

第4条 市長は前条の規定による申請があったときは、国土地理院の「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（制定平成20年3月31日国地達第13号）」（改正されたものにあつては改正後の基準）における事務の取扱いに準じて承認を行うものとする。ただし、承認申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 測量成果に対し、何ら手を加えずに同一のものを作成する目的で複製又は使用しようとする場合や本市が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの
- (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
- (3) 個人情報の保護等の個人の権利利益、住民の安全等を害すること又は犯罪行為

その他違法な行為に用いる目的で複製又は使用することが明らかなもの

- (4) 申請された目的に照らし、適切でない測量成果を複製又は使用するもの
- (5) 複製又は使用の作業方法が不適切で、得られる成果の正確さを確保する上で適切でないもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
(審査)

第5条 市長は、第3条の申請書を受理した場合には、申請があった日から7日以内に申請内容を審査する。ただし、申請内容に不備等があった場合は、この限りではない。

(承認条件)

第6条 市長は、前条の審査の結果に基づいて承認するときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 成果品に市の測量成果を複製又は使用した旨を明示すること。
- (2) 複製又は使用後成果品を得たときは、速やかにその成果品を1部市長に提出すること。
- (3) 複製又は使用する測量成果を申請に係る目的以外に利用しないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(承認等の通知)

第7条 市長は、第5条の審査の結果に基づいて、承認したときは測量成果の複製承認通知書(様式第3号)又は測量成果の使用承認通知書(様式第4号)により、承認しなかったときは測量成果の複製不承認通知書(様式第5号)又は測量成果の使用不承認通知書(様式第6号)により、その旨を遅滞なく申請をした者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第8条 市長は、承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消すことができる。

- (1) 第4条の基準に適合しないことが判明したとき。
- (2) 承認に付した条件に従わなかったとき。

2 前項の取消しは、測量成果の複製承認取消通知書（様式第7号）又は測量成果の使用承認取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。